



年金加入記録照会・年金見込額試算 (<http://www.sia.go.jp/sodan/nenkin/simulate/index.htm>)

インターネットでご利用可能な年金加入記録照会・年金見込額試算には次の3種類があります。
ご利用される方法を選択してください。(年金加入記録照会は電子申請のみ可能です。)

年金加入期間等を
自分で設定出来る

年金簡易額試算

どなたでもご利用できます。

年金額をご自分で簡単に試算で
きるもので。お気軽にお試しく
ださい。

平成16年7月7日以前に年金額
簡易試算をご利用された皆様へ

平成17年1月
31日より実施

社会保険庁
(社会保険業務センター)で
管理している個人記録に基づいた
**年金加入記録照会・
年金見込額試算
(電子申請)申込**

55歳以上の方は、年金見
込額試算及び見込額試
算のもととなった年金加入
記録を回答します。

55歳未満の方は、年金加
入記録のみの回答となり
ます。(年金見込額の試算
は行いません。)

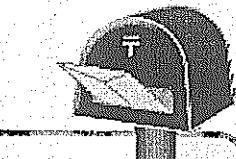
結果は電子文書でお知らせし
ます。

なお、回答が届くまで1週間程度
を要する場合もありますので、
ご了承ください。

また、試算結果の回答が届く
までは、再度の申込みはご遠慮
ください。

ご利用になる方は、公的個人
認証サービス等の電子証明書
を取得する必要があります。

電子証明書の取得方法につ
いては、こちらをご参照くださ
い。



社会保険庁
(社会保険業務センター)で
管理している個人記録に基づいた

年金見込額試算申込

55歳以上の方がご利用
できます。

結果は郵送でお知らせしま
す。なお、年金見込額の試算
は、申込順に回答しております
が、現在、申込が多数となっ
ており、回答が届くまで1か月程度
を要する場合もありますので、
ご了承ください。

また、試算結果の回答が届く
までは、再度の申込みはご遠慮
ください。

自分で出来る年金額簡易試算

このサービスは、あなたの年金額を簡易に試算するものです。
お気軽にお試し下さい。
ただし、試算結果は将来の年金額を保証するものではありません。

年金加入期間等を
自分で設定出来る

年金簡易額試算

このシステムをご利用いただくにあたっては、次のような前提条件があります。

1. 簡易試算を行う時点で、60歳未満の方がご利用いただけます。
2. 簡易試算を行うには、加入期間が合計25年(300月)以上必要です。
3. 年金額は、60歳到達月に退職しているものとして計算します。



「自分で出来る年金額簡易試算」の問い合わせ先
社会保険業務センター 中央年金相談室(03-5344-1577)
(平日の午前9時～午後5時の間、受け付けております。)

それでは、あなたの年金額の試算を始めます。
まず、あなたの生年月日と性別を入力して下さい。

● 生年月日

昭和 年 月 日

● 性別

男性

女性

あなたの、これまでの年金の加入期間を入力して下さい。

● **自営業(国民年金)であった期間を入力して下さい。**

自営業(国民年金)であった期間のうち、

- ①国民年金保険料を納付した期間

年 ヶ月

- ②国民年金保険料を免除された期間

年 ヶ月

● **専業主婦など第3号被保険者(被扶養配偶者)であった期間を入力して下さい。**

年 ヶ月

● **会社員(厚生年金)であった期間と平均給与月額を入力して下さい。**

年 ヶ月

この期間の平均給与月額はどの程度ですか。万円単位で入力して下さい。

万円

クリックすると、平均給与月額等をご覧になれます。

[インフォメーション 平均給与月額の参考情報](#)

● **公務員(共済組合)であった期間を入力して下さい。**

年 ヶ月

あなたは現在59歳ですね。
これから60歳までに見込まれる年金の加入期間を入力して下さい。
国民年金、厚生年金及び共済組合の加入期間を、合計で0年3ヶ月入力出来ます。

● 自営業(国民年金)の期間を入力して下さい。

年 0 ヶ月

● 専業主婦など第3号被保険者(被扶養配偶者)の期間を入力して下さい。

年 0 ヶ月

● 会社員(厚生年金)の期間と平均給与月額を入力して下さい。

年 0 ヶ月

・この期間の平均給与月額はどの程度ですか。万円単位で入力して下さい。

万円

クリックすると、平均給与月額等をご覧になれます。

[インフォメーション 平均給与月額の参考情報](#)

● 公務員(共済組合)の期間を入力して下さい。

年 0 ヶ月

入力された内容をご確認下さい。
訂正する場合は、前の画面にお戻り下さい。

生年月日 昭和20年 4月 2日

性別 男性

年齢 59歳

自営業(国民年金)の期間 10年 3ヶ月

保険料免除期間 5年 0ヶ月

第3号被保険者の期間 0年 0ヶ月

会社員(厚生年金)の期間 15年 0ヶ月

公務員(共済組合)の期間 5年 0ヶ月

これまでの加入期間にかかる平均給与月額 35万円

60歳までの加入期間にかかる平均給与月額 0万円

それでは、あなたのおおよその年金額を試算します。

あなたが入力された期間及び平均給与月額に基づき、簡易試算を行った結果は次のとおりです。ただし、あくまでも仮の年金額であり、実際の年金額とは異なりますので、ご承知下さい。

・1年間に見込まれる年金額は、おおよそ次のとおりになります。

60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳～
年額 46万円	46万円	46万円	77万円	77万円	111万円

80 歳までの年金額の合計 2068万円

※ 年齢を変更すると、指定された年齢までのおおよその累計額を求めることができます。

※ あなたの共済組合の加入期間は、老齢基礎年金の額には含まれています。
また、退職共済年金の年金額は含まれておりません。

クリックすると、解説をご覧になれます。

[インフォメーション 給付概要\(国民年金\)](#) | [給付概要\(厚生年金\)](#) | [計算式](#) | [届出・手続き](#)

「自分で出来る年金額簡易試算」の問い合わせ先
社会保険業務センター 中央年金相談室(03-5344-1577)
(平日の午前9時～午後5時の間、受け付けております。)

年金加入記録照会・年金見込額試算 (電子申請)の申込みに当たっての留意事項

このサービスは、社会保険庁(社会保険業務センター)で管理しているあなたの年金加入記録の照会および年金加入記録に基づいた老齢年金の年金見込額試算の申込みをお受けするものです。

お申込日現在55歳以上の方は、年金加入記録照会および年金見込額試算を回答いたします。
(既に老齢年金を受けておられる方はご遠慮下さい。)

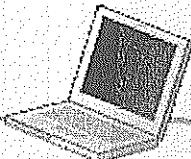
なお、年金見込額試算は次の条件で行いますのでそれまでの間に会社を退職したり、国民年金の保険料を納付しなかった場合には、この試算結果が実際の年金額と異なる場合がありますのでご承知おき下さい。

また、55歳未満の方は、年金加入記録照会の回答のみとなります。年金見込額試算については、「年金簡易額試算」をご利用下さい。

試算の条件

- ・年金額の試算は、厚生年金に加入中で60歳未満の方の場合は、60歳で退職されるものと仮定し、また、60歳以上65歳未満の方は65歳で退職されるものと仮定する等、一定の条件を前提にして行っています。
- * 年金加入記録照会および年金見込額試算の結果は電子文書によりお知らせすることとしておりますが、お手元に届くまでに1週間程度を要する場合がありますので、回答が来るまで再度の申し込みはご遠慮ください。
- * 年金加入記録照会・年金見込額試算(電子申請)の申込みをされる方は、下の「年金加入記録照会・年金見込額試算(電子申請)」をクリックし、厚生労働省電子申請・届出システムから申込みを行ってください。
- * 年金加入記録照会・年金見込額試算(電子申請)は、あなたの電子証明書の内容及び入力した基礎年金番号、氏名等を社会保険庁(社会保険業務センター)で管理しているあなたの年金加入記録と照合し、内容が一致しているかの確認を行った上で行うこととしていますので、内容が一致していない場合は年金見込額試算の結果を回答することができません。
- * 受付日において社会保険庁(社会保険業務センター)で管理しているあなたの年金加入記録が年金受給資格期間を満たしていない場合には、年金見込額試算の結果を回答することができません。(年金見込額の試算を行うことができなかった場合には、そのお知らせと年金加入記録を回答します。)
- * 受領した年金加入記録に重複があった場合はお近くの社会保険事務所へご連絡下さい。
- * ご利用になる方は、公的個人認証サービス等の電子証明書を取得する必要があります。
(電子証明書の取得方法については、[こちら](#)をご参照下さい。)
- * この手続を行うための準備は[こちら](#)をご参照下さい。

年金加入記録照会・年金
見込額試算(電子申請)



社会保険庁
(社会保険業務センター)で
管理している個人記録に基づいた

年金加入記録照会・
年金見込額試算
(電子申請)申込

年金加入記録照会・年金見込額試算 申込書

電子申請用

- ① あなたの基礎年金番号を入力して下さい。 (半角数字で入力して下さい。)

—

記入例) 1234-123456

◎ 必ず電子署名を付与して申し込み下さい。

- ② あなたの氏名を入力して下さい。

(全角文字で、姓と名の間にスペースを1文字入れて、入力して下さい。)

氏名(カナ)

記入例) ネンキン イチロウ

氏 名

記入例) 年金 一郎

- ③ あなたの性別を選択して下さい。 男性 女性

- ④ あなたの生年月日を入力して下さい。 (半角数字で入力して下さい。)

明治

大正

昭和

平成

年

月

日

※ 55歳未満の方は、年金加入記録のお知らせのみとなります。

- ⑤ あなたの住所地の郵便番号を入力して下さい。 (半角数字で入力して下さい。)

—

記入例) 123-1234

⑥ あなたの住所を入力して下さい。（半角カナは入力できません。）

⑦ あなたが現在加入している制度を選択して下さい。

- 厚生年金 国民年金 共済年金 その他

※ 60歳以上の方で現在年金制度に加入していない場合は「その他」を選択して下さい。

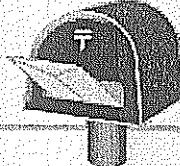
⑧ 現在お勤めの方は現在の会社名（健康保険証に記載されている事業所名称）又は共済組合名、現在国民年金加入中の方も過去にお勤めしたことがある方は最後の会社名又は共済組合名を入力して下さい。なお、加入していた制度が国民年金のみの方は、国民年金を選択してください。（全角文字で入力して下さい。）

会 社 名

共済組合名

國 民 年 金

年金見込額試算の 申込みに当たっての留意事項



社会保険庁
(社会保険業務センター)で
管理している個人記録に基づいた

年金見込額試算申込

このサービスは、お申込日現在55歳以上の方を対象として、社会保険庁(社会保険業務センター)で管理しているあなたの年金加入記録に基づいた老齢年金の年金見込額試算の申込みをお受けするものです。(既に老齢年金を受けておられる方はご遠慮下さい。また55歳未満の方は「年金額簡易試算」をご利用下さい。)なお、年金見込額試算は次の条件で行いますのでそれまでの間に会社を退職したり、国民年金の保険料を納付しなかった場合には、この試算結果が実際の年金額と異なる場合がありますのでご承知おき下さい。

試算の条件

- 年金額の試算は、厚生年金に加入中で60歳未満の方の場合は、60歳で退職されるものと仮定し、また、60歳以上65歳未満の方は65歳で退職されるものと仮定する等、一定の条件を前提にして行っております。

- * 年金見込額試算の結果は郵送によりお知らせすることとしておりますので、お手元に届くまでにある程度の日数を要しますが、あらかじめご了承下さい。(電子メールでの回答は行っておりません。)
- * 年金見込額試算の申込みをされる方は、次のページにあなたの基礎年金番号、氏名等を入力し、送信して下さい。
- * 年金見込額試算は、あなたが入力した基礎年金番号、氏名等を社会保険庁(社会保険業務センター)で管理しているあなたの年金加入記録と照合し、内容が一致しているかの確認を行った上で行うこととしていますので、内容が一致していない場合は年金見込額試算の結果を回答することができません。(一致していない事項については郵送で回答します。)
- * 受付日において社会保険庁(社会保険業務センター)で管理しているあなたの年金加入記録が年金受給資格期間を満たしていない場合には、年金見込額試算の結果を回答することができません。(年金見込額の試算を行うことができなかつた場合にはその旨郵送で回答します。)

年金見込額試算の受付

以下の項目について、入力して下さい。

- あなたの基礎年金番号を入力して下さい。(半角数字で)

基礎年金番号 - 記入例) 1234-123456

- あなたの氏名を入力して下さい。(全角文字で)

氏 名	記入例
氏名(カナ) <input type="text"/> <input type="text"/>	ネンキン イチロウ
氏名 <input type="text"/> <input type="text"/>	年金 一郎

* 外国に居住されている方は、上段は全角カナ、下段は半角英字で入力して下さい。

- あなたの性別を選択して下さい。

性別 男性 女性

- あなたの生年月日を選択して下さい。

生年月日 昭和 0 0 年 月 日

* 55歳未満の方は「自分で出来る年金額簡易試算」をご利用下さい。

5. あなたの住所地の郵便番号を入力して下さい。(半角数字で)

郵便番号

- 記入例) 123-1234

* 外国に居住されている方は、999-9999を入力して下さい。

6. あなたの住所を入力して下さい。(全角・半角どちらでも可)

住所

北海道

* 外国に居住されている方は、都道府県名欄より「外国」を選択し、住所を英字で入力して下さい。

7. あなたが現在加入している制度を選択して下さい。

厚生年金

国民年金

共済年金

その他



* 60歳以上の方で現在年金制度に加入していない場合は「その他」を選択して下さい。

8. 現在お勤めの方は現在の会社名(健康保険証に記載されている事務所名)又は共済組合名、現在国民年金に加入中の方も過去にお勤めしたことがある方は最後の会社名又は共済組合名を入力して下さい。なお、加入していた制度が国民年金のみの方は、国民年金を選択して下さい。(全角・半角どちらでも可)

会社名

共済組合名

国民年金



年金見込額試算の受付完了

あなたの年金見込額試算の申込受付を完了しました。

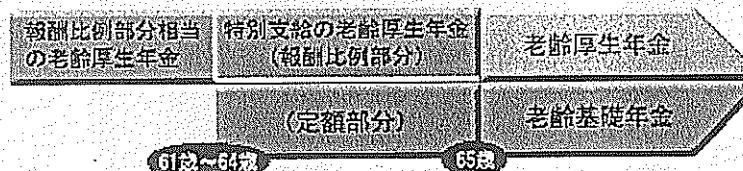
注意事項

* 結果は郵送にてお知らせします。到着まである程度の日数を要しますので、あらかじめご了承下さい。

* 老齢年金については、下図のように
①報酬比例部分の支給開始時の年金額
②定額部分の支給開始時の年金額
③65歳時点の年金額

を、それぞれ回答することとしています。

老齢年金の仕組みについては下線部の語句を選択すると説明の画面を見ることができます。



特別支給の老齢厚生年金（定額部分）
支給開始年齢引き上げのスケジュール表

	生年月日	支給開始年齢	生年月日	
男	S. 16.4.2 ~ S. 18.4.1	61歳	S. 21.4.2 ~ S. 23.4.1	女
	S. 18.4.2 ~ S. 20.4.1	62歳	S. 23.4.2 ~ S. 25.4.1	
子	S. 20.4.2 ~ S. 22.4.1	63歳	S. 25.4.2 ~ S. 27.4.1	子
	S. 22.4.2 ~ S. 24.4.1	64歳	S. 27.4.2 ~ S. 29.4.1	

* 試算につきましては、厚生年金に加入中で60歳未満の方は60歳で、60歳以上65歳未満の方は65歳で退職した場合を仮定し、また国民年金に加入中の方は、60歳まで保険料を納付した場合を仮定しての老齢年金のみとなります。

年金見込額のお知らせ

基礎年金番号

※ この年金見込額は先にお送りした「年金加入記録のお知らせ」の年金加入記録に基づいて試算しています。

社会保険庁 社会保険業務センター

年 月 日現在の年金見込額です。

年金を受けられる年齢	65歳	65歳	65歳
年金の種類と年金額	特別支給の老齢厚生年金 （報酬比例部分） 円	特別支給の老齢厚生年金 （報酬比例部分） 円	老齢厚生年金 （報酬比例部分） 円
	（定額部分） 円	（経過的加算部分） 円	老齢基礎年金 円
国民年金			
合計 年金額	円	円	円

実際の年金額は、この試算結果と異なる場合があります。

（同封の「年金見込額のお知らせ」についての1ページをご覗ください。）

注1 「特別支給の老齢厚生年金」について

特別支給の老齢厚生年金の額は、報酬比例部分と定額部分に加給年金額（＊）を加えた額となります。この「年金見込額のお知らせ」では加給年金額は算いていません。

定額部分が受けられる年齢は、性別、生年月日に応じて60歳から64歳となります。

（詳しくは、同封の「年金見込額のお知らせ」についての問1をご覧ください。）

* 加給年金額とは、厚生年金保険の加入期間が20年以上あり、65歳未満の配偶者や18歳未満の子がいる場合などに加算される額のことです。

注2 「経過的加算部分」について

65歳からは、特別支給の老齢厚生年金の定額部分に相当するものが老齢基礎年金となります。定額部分が、厚生年金保険の加入期間に算入され老齢基礎年金の額よりも高い額となる場合は、その差額が経過的加算額として計算されます。

注3 共済組合等から社会保険業務センターに提供されている加入月数は、老齢基礎年金についてのみ計算の対象としています。

注4 厚生年金基金の加入期間がある方の年金見込額については、加入していた厚生年金基金又は厚生年金基金組合から支払われる分を除いています。

年金加入記録のお知らせ

組合番号

生年月日

下記(⑨から⑫)に記載されていない年金加入期間がある場合や年金加入記録が追っていると用われる場合(加入財産が共済の場合は除きます)は、専用の「年金加入記録届け」に記入のうえ、返送してください。

社会保険庁 社会保険業務センター

⑩ 年 月 日現在の年金加入記録です。

⑦基礎年金番号

番号	⑧加入制度	⑨事業所名称、販売所有者名称 又は共済組合名等	⑩資格取得年月日	⑪資格喪失年月日	⑫加入月数
⑬国民年金		⑭厚生年金保険		⑮被保険保険	
昭和	平成	平成	加入月数	加入期間	加入月数
加入月数		⑯合計加入期間(⑩+⑪)		法:⑯欄は、共済組合等から社会保険業務センターに提供されている加入月数です。	
⑰共済組合等加入月数					
※備考欄					